

## 関係協会規則等（抜粋）

## ○ 証券従業員に関する規則（抄）

（禁止行為）

**第9条**

1～2 （略）

3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

（部分抜粋）

- 9 有価証券の売買その他の取引等について、顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
- 10 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受けた場合において、自己がその相手方となって有価証券の売買その他の取引等を成立させること。
- 17 有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。
- 18 職務上知り得た秘密（特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。）を漏洩すること。
- 19 公募株等について、発行会社が指定する販売先（発行会社の従業員持株会等を除く。）への売付を行うなど、公正を欠く販売を行うこと。
- 21 顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。

## ○ 引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について（平 15.3.19 理事会決議）

## 1 目的

この理事会決議は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定め、取引の公正性を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

## 2 定義

この理事会決議において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

## （1）引け値を条件とした取引

会員が顧客との間で取引所有価証券市場に上場している有価証券について、取引所有価証券市場における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引

## （2）自己取引

引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所有価証券市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買（取引所有価証券市場にあっては売買立会による売買に限る。）

## 3 社内管理体制の整備

（1）会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引を行う場合には、次に掲げる事項を含めた社内規則を制定するものとする。

## ① 引け値を条件とした取引を受託する際の手続について

受託する場合における顧客への説明に関する事項

## ② 自己取引を執行する際の手続について

イ 個別銘柄の流動性を考慮した執行に関する事項

ロ 終値決定前の取引にかかる留意点又は制約に関する事項

（2）会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分する等、売買管理において、上記の社内規則の遵守状況を適宜確認する体制を整え、定期的に社内検査においても上記の社内規則の遵守状況を検査する体制を整備するものとする。

○ アナリスト・レポートの取扱い等について（平 14. 1. 25 理事会決議）

3 社内管理体制の整備

協会員は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。

4 社内審査

- (1) 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。
- (2) 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。
- (3) 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。
  - ① 広告等及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。
  - ② アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること
  - ③ レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。
- (4) 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。
- (5) 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなきときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。

6 利益相反についての表示等

- (1) 協会員は、アナリスト・レポートを作成する（翻訳する場合を除く。）に当たっては、協会員及び当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容と当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。
- (2) 会員は、自社が株式（優先出資証券及び外国株預託証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債の募集又は売出しに関し主幹事会社（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書（以下「有価証券届出書等」という。）の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。
- (3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し（証券取引所への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合を除く。）に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日から起算して10営業日を経過するまでに間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。
- (4) 協会員は、アナリストが役員（商法に規定する取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。

8 情報管理の徹底

- (1) 協会員は、次に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。
  - ① アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの

イ 法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する法人関係情報をいう。）

ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの

② 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの

(2) 前記(1)により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

① 重要情報の管理方法

② アナリストが他の部門の業務に携わる場合の手続き及び行為規制

③ 調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の手続き及び行為規制

## 9 重要情報の適正な利用

(1) 協会員は、協会員が行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。

(2) 協会員は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う協会員の自己取引について、協会員の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。

## 10 アナリストの意見の独立性の確保等

(1) 協会員は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない。

(2) 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協会員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導・監督しなければならない。

(3) 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導・監督しなければならない。

## 11 引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止

協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協会員の役職員が次に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。

① アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること

② 引き受け部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること

③ アナリストが、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等（引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。）に関与すること

④ 引き受け部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること